明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（**総務**二二）　二
○法務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（**法務**一〇）　六
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**外務**二）　七
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**三）　七

〔告　示〕

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**三四）　九
○令和三年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目および期間の変更を定める件（**同**三五）　九
○令和四年度において小学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目および期間を定める件（**同**三六）　九
○食肉販売業の振興指針の全部を改正する件（**厚生労働**七六）　一〇〇
○食鳥肉販売業の振興指針の全部を改正する件（**同**七七）　一〇八
○氷雪販売業の振興指針の全部を改正する件（**同**七八）　一二六
○飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針等の一部を改正する告示（**同**七九）　一三三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**三九一）　一四〇
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたシンガポール共和国の記章を指定した件（**経済産業**四三）　一四六
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の標章を指定した件（**同**四四）　一四七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグローバル・グリーン成長機構の標章を指定した件（**同**四五）　一四七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際労働機関の標章を指定した件（**同**四六）　一四七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際法定計量機関の標章を指定した件（**同**四七）　一四八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたたばこ製品の不法な取引の根絶に関する議定書の標章を指定した件（**同**四八）　一四八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の標章を指定した件（**同**四九）　一四八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の標章を指定した件（**同**五一）　一四九
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたオゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の標章を指定した件（**同**五〇）　一四九
○鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**二〇五）　一四九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一四九
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消関係　一五一
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、解散命令関係　一五六
会社その他
会社決算公告　一五九